

御 発 言 ヌ 毛

平成17年7月28日

長計策定会議意見書（31）

2005年7月28日
原子力資料情報室 伴英幸

1. 新計画（案）については、賛成することができません。この案の骨格をなす3点について特に同意できないからです。「2030年以後も総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切である」として、原発の建替えを事実上義務付ける内容となっていること、核燃料サイクルの総合評価結果に同意できないこと、高速増殖炉サイクル技術の研究開発で条件つきであります「2050年頃から商業ベースでの導入を目指す」とされたことです。

よってパブリックコメントを求めるに際し、構成案への意見公募の際と同様に、賛成しない者のいることの明示を求めます。

なお、に関しては、すでに次のようなアンケート調査があります。7月13日付の日刊工業新聞に掲載された原発に関する意識調査結果の中で、「2030年時点でも（原文ママ）原発が全発電の30～40%かそれ以上を担う」という新計画（案）の方針についての質問への回答は、原発非立地の都府県で支持する39.5%、支持しない35.1%に対し、原発立地道県では支持する38.4%、支持しない39.3%と不支持が多くなっています。原発は縮小すべきとする人は、非立地都府県の28.6%に対し、立地道県では32.2%でした。その理由として「国や電力会社の安全への取り組みが信用できないから」と答えた人は、非立地都府県では15.3%ですが、立地道県では23.8%にのびりました。

2. 新計画（案）には賛成できませんが、その上でこれまで述べてこなかった点でいくつか疑問点を指摘します。
 - 2-1. 1-2.現状認識の項で、「放射線利用の利害得失、放射線の持つ特性、放射線の人体への影響等について、国民に十分に説明し、理解を促進する取組が重要である」と記述していますが、放射線の人体への影響は説明のみならず研究の重要な分野で、「研究開発を一層進める」（現行長期計画）必要があるのではないのでしょうか。大綱では言及されていませんが、きちんと言及すべきことだと考えます。
 - 2-2. 1-2-5の項で「放射性廃棄物は人間の生活環境への影響を有意なものとすることなく処分できる」と変更されましたが、いまだ実証されていないことに対して、「できる」と断定することは妥当でないと考えます。
 - 2-3. 1-2-6の項で、新計画（案）には書き込まれていた「なお、使用済み燃料を廃棄物

として処分することになっている国もある」との記述が削除されていますが、この現状認識は残すべきです。また、削除することは、核燃料サイクルの定義を狭めるものでもあります。

2-4. 同項で「再処理で回収されたプルトニウム、ウランについては、...MOX 燃料に加工し、軽水炉で利用すること、すなわちプルサーマルが電気事業者により計画されている」と記述されていますが、電気事業者が回収ウランを MOX 燃料に加工するとは聞いたことがありませんし、添付図にもそのようになっていません。事実誤認ではありませんか？

2-5. 「2-2.平和利用の担保」ではプルトニウム利用計画の公表について述べていますが、現長期計画で強調されている「利用目的のない余剰プルトニウムは持たないという原則」について一言も触れていません。この大原則について、原子力委員会の2003年8月決定だけで済まらず、きちんと明記すべきです。

2-6. 「3-1-3.核燃料サイクル(4)軽水炉による MOX 燃料利用(プルサーマル)」では「プルサーマルを進めるために必要な燃料は、当面、海外において回収されたプルトニウムを原料とし」云々とされています。これは、海外回収プルトニウムを優先的に利用すると解してよいのでしょうか。海外分の全量利用の具体的な目途がたつてから六ヶ所再処理工場分の加工に入ると解してよいのでしょうか？

2-7. 放射線利用についての論点整理では「放射線利用技術が他の技術と比較して優位性がある場合や、放射線利用技術の固有の特徴が必要不可欠な場合に採用されるべきものである」とありましたが、新計画(案)の「3-2-1.基本的考え方」では省かれています。大事なことだと評価された記述を外さないほうがよいと考えます。

2-8. 国民の理解を大変重視した扱いになっています。しかし、ここでは政策が明確に決まったものに対しての国民の理解を重視する書きぶりになっています。

例えば、「3-3.放射性廃棄物の処理・処分」の項で、基本的考え方に「国民との相互理解に基づく実施の原則」が掲げられ、(1)高レベル放射性廃棄物では、地方公共団体が応募する際には「最終処分事業についての住民の十分な理解と認識を得ることが重要である」との認識が示され、3-3-4.原子炉施設の廃止措置等では「地域社会の理解と協力を得つつ勤めることが重要である」との認識が示されています。ところが、3-3-2.地層処分を行う放射性廃棄物(2)の地層処分を行う TRU 廃棄物の併置処分、英国から提案の等価交換、フランス提案の新固化方式などについては、「理解」の文言が入っていません。基本的考え方の項では、「処分のための具体的な対応について検討中の放射性廃棄物の処理・処分について」事業者が「国民および地域の理解の下」に立案、推進となっていますが、国の検討に際しても国民理解のもとに進める必要があると考えます。

2005年7月28日

吉 岡 齊

この意見書は3つのパートからなる。第1部は、「少数意見（案）」である。第2部は「原子力政策大綱（案）」に対するコメントである。ただし基本政策に対する異論については第1部「少数意見（案）」にまとめて書くこととし、それ以外の種類のコメントを第2部に記載した。第3部は「資料、用語解説、参考、付録」に対するコメントである。

[第1部]

内閣府原子力委員会「原子力政策大綱」少数意見（7月28日案）

[目次]

- 第1節 はじめに
- 第2節 政府の役割についての基本的な哲学
- 第3節 商業原子力発電政策
- 第4節 核燃料サイクルバックエンド政策
- 第5節 核軍縮・核不拡散関連政策
- 第6節 補遺

第1節 はじめに

この文書は、2005年7月15日開催の原子力委員会第30回新計画策定会議に、筆者が意見書として提出した文書に、加筆修正を加えたものである。さらなる加筆修正を加えることにより、2005年秋に策定予定の内閣府原子力委員会「原子力政策大綱」に添付する「少数意見」とする予定である。

ふりかえれば、原子力政策大綱本文案は、第29回策定会議（6月15日）において、初めて配付された。そのおおよその内容は、今までの一連の「中間取りまとめ」「論点整理」の内容に準拠したものとなると予想されていたが、案に違わずそうだった。第30回策定会議（7月15日）に配付された修正案も、中心の方針の変更はなかった。第31回策定会議（7月28日）で大筋承認され、議長一任の修文ののちパブリックコメントに付されるであろう再修正案も、同様となるであろう。

私は毎回のよう、幾つかの中心の方針について異論を唱えてきた。またこれらの中心の方針が「原子力政策大綱」に盛り込まれるならば少数意見を書かざるを得ないと、再三

にわたり予告してきた。それを現実化するときが来たようである。

新長期計画案に示されている中心の方針のうち、私が異議を唱えるのは、次の4種類のものに対してである。

第1は、政府の役割についての基本的な哲学に対してである。

第2は、原子力発電政策の内容に対してである。

第3は、核燃料サイクルバックエンド政策の内容に対してである。

第4は、核軍縮・核不拡散政策の内容に対してである。

これら以外の種類の方針についても、私には多くの異議がある。それらは毎回欠かさずに提出してきた意見書、とりわけ第30回策定会議に提出した意見書の付録（添削書）に書いた通りである。しかしそれら周辺の方針に関する異論まで、この少数意見に書き込めば膨大な分量となるので、ここでは上記4つの中心の方針のみについて、異論を書くこととした。以下の第2節から第5節が、それに該当する。

なお末尾に補遺を付け、書き残した若干の点を補った。

2．政府の役割についての基本的な哲学

2 - 1．公共利益への奉仕が鉄則

政府の公共政策は、公共利益への奉仕が鉄則である。それゆえ政策の対象に対して、中立的な立場をとることが必要である。ところが政策大綱案では、原子力研究開発利用の推進関係者の立場から、原子力研究開発利用の円滑な推進のための方針を定める、という姿勢に立って、計画案が作られている。つまり「業界」団体的立場が明確に採用されているここで「業界」とは産業界だけでなく、政界・官界・学界の関係者をセクター横断的に総称するものである。そうした特徴を私は、毎回の意見書で「原子党宣言」（渡辺慧）というキーワードで表現してきた。

この姿勢の問題点はもちろん、エネルギー全体、および科学技術全体の中での、客観的視点からみた原子力の最適な役割は何かという観点を放棄し、原子力の役割の（所与の環境条件のもとでの）最大化を、目指していることにある。それゆえ原子力委員会の決定は業界団体の声明と本質的に同様の性格のものである。もしそれを、政府が（閣議報告などの形で）そのまま認めるようなことがあれば、公共利益のための公共政策決定の責任者としての任務を放棄することを意味する。

なお私は、「原子力研究開発利用活動が、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与しないか、もしくは寄与の度合いが原子力と競合する他の手段と比較して総合的に劣ると判断される場合には、研究開発利用の禁止、制限、保護・支援の撤廃も有力な選択肢となる」という記述を入れるべきだという趣旨の提案を、再三にわたってしてきたが、拒否された。また私は、この考え方に立って、商業原子力発電に関して、脱原発オプションを含む政策オプションの総合比較評価を行わねばならないと主張してきたが、これも拒否された。このようなことでは、国民はこの政策大綱案の正統性を認めないであろう。

これに関連しては、原子力基本法や原子力委員会等設置法の規定を改めるべきだという

意見も出されている。原子力発電からの撤退が1980年代以降、多くの国で現実的な選択肢となってきている中で、推進を前提とするかのような表現が、法律の世界で使われ続けているのは問題である。しかし当面は、「推進」には「推進しない」ことも含むといった形で、法律解釈を明確にしておくという形で処理することも可能である。

2 - 2 . 政府の過剰介入の伝統から脱却すべき

第2は、政策大綱案が政府の過剰介入の伝統の継承していることである。つまり政府計画の行政指導による強い「束縛的介入」と、きわめて手厚い「支援的介入」の双方を、堅持する姿勢を示していることである。このうち「支援的介入」については、以下にあげる手厚い支援政策リストがある。

- (1) 立地支援(電源三法を中心とする)。
- (2) 研究開発支援(同上)。
- (3) 安全・保安支援(コストを国が肩代わりする)。
- (4) 損害賠償支援。
- (5) バックエンドコスト免責支援(破綻処理対策支援を含む)。
- (6) 総括原価方式支援。
- (7) 生涯安定操業保証支援(給電指令等)。

しかしエネルギー政策における政府の役割は、公共利益実現のためのルール設定に限られるべきであり、そのルールのもとで民間事業者が自己決定・自己責任の原則に立って行動するのが適切である。「官民一体」体制は、解体する必要がある。公共利益を実現するためのルールの基本は、エネルギーの種類ごとの措置ではなく、エネルギーの特性ごとの措置であるべきである。ある種類のエネルギー(たとえば原子力発電)に、もし公共利益上のメリットがあるならば、そのメリットの種類と度合いに、ちょうど見合うような優遇を提供すればよい。逆にそのデメリットについては、罰則を課せばよい。ここで重要なのは、メリット/デメリットの種類ごとに、優遇/罰則を導入するという分析的な姿勢である。

政府の「束縛的介入」は、法律にもとづくものに限定すべきである。さらに「支援的介入」に関する措置は、上記のような公正なルールの設定を行うもの以外は、すべて廃止するのが適当である。廃止の対象には原子力損害賠償法や電源三法も含まれる。電気事業者の自己決定・自己責任を尊重すべきである。

もちろん上記の原則は、商業原子力発電事業のみならず、核燃料サイクルバックエンド事業など、原子力事業全般に当てはまる。

ただし私は、政府が民間事業もふくめてマイクロマネジメントを貫徹させることには反対であるけれども、政府事業の拡大については、必ずしも否定的ではない。民間が背負うのが困難な事業については、政府が引き取ればよいと筆者は考えている。たとえば地方の中小規模電力会社の幾つかが、国(原子力発電をになう新しい独立行政法人)に、核廃棄物をふくめて原子力関連事業すべてを売却し、将来の財務リスクも国に委譲するというのは、将来ありうるオプションのひとつである。

その一方で、民間事業については、民間の自己決定・自己責任に委ねるのが適切であるたとえば中央の大規模電力会社が、利益の源泉として原子力関連事業を引き続き保有した

いのなら、核廃棄物もふくめてすべて責任を負って頂く。

以上のような理論的考え方を、筆者が整然とした形で表現するようになったのは2001年である。ただしその考え方は1990年代半ばから徐々に形成されてきたものである。2001年以降は修正の必要を認めていない。

2 - 3 . 国民負担とそのリスクを最小化すべき

上記とも密接に関連するが、国民（納税者、消費者）の負担とそのリスクを最小化することが、公共政策のつとめである。ところが政策大綱案はこの点でも落第である。そこでは政府が（民間事業も含めた）原子力研究開発利用推進に最大限のコミットメントを示しその見返りに電気事業者に対して、コストの肩代わり（国民への転嫁）や、リスク免責（国民への転嫁）のための、あらゆる政策手段を講ずる、という「政府保証」の基本方針が採用されているのである。

それを象徴するのが、核燃料サイクルバックエンドに対する再処理等積立金（5月13日参議院本会議で可決成立）である。そこでは再処理等のバックエンド事業が失敗し、事業者巨額の債務や、事業の不履行にともなう「負の遺産」（再処理未遂に終わった莫大な使用済核燃料等）が生じて、電気事業者がその財務リスクを免除され、国民が代わってそれを負担するための、最大限可能な配慮がなされている。従ってこれに対して少数意見を書かなければ、将来において国民に損害をもたらしたことについて、不作為の責任を追及されるおそれがある。

もうひとつの象徴的な例は、政府が原子力発電のシェアを現在以上の水準に維持するというコミットメントが、政策大綱案において明確にされていることである。その実現を危うくするような事態が生ずれば、ありとあらゆる政府支援が、電気事業者に対してなされることが、実質的に内約されていると見ることができる。そうした政府支援には、財務リスクの肩代わりのみならず、新自由主義改革（電力自由化）の推進を手加減する、といった包括的性格のものも含まれていると解すべきであろう。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証を獲得することを、目指していると考えられる。いわば政府に対する「原子力発電人質作戦」である。しかし政府保証が国民負担にもとづいて行われることを考えれば、国民にとってこのような駆け引きは迷惑千万である。

2 - 4 . 「政府保証」の限界

ただしこれらの「政府保証」は確実なものではない。なぜなら政府の「市場経済」や「国民世論」に対するコントロール能力は限られており、また政府自体の支払い能力も万全のものではないからである。

たとえば、バックエンド事業が失敗する場合、電気事業者は再処理積立金で破綻処理をすることが法的には可能かも知れないが、無責任な投資行動によって当該の失敗がもたらされたら、国民によって判断される場合には、電気事業者は自己負担を余儀なくされる。また、垂直統合体制の保障に象徴される、手ぬるい電力自由化政策が、電気事業者の無責任な投資行動を許したのだと国民世論が判断すれば、電気事業者に対して懲罰的な電力自

由化が断行されるおそれもある。

加えて、無責任な投資行動を続ける日本の電気事業者に対して、株式市場が拒絶反応を示し、株価が暴落するおそれがある。ここで注目に値するのは海外投資家の影響力の強まりであり、この投資家たちが通常の商取引の常識にもとづいて、日本の電力会社の投資行動について辛辣な評価（会社の格付けの引き下げなど）をくだせば、株価暴落という事態が発生する可能性がある。

この株価暴落は電力業界に限定されるとは限らない。電気事業者の地位の重さを考えれば、それが日本の株式市場全体に波及するおそれもある。また「政府保証」を引き受けることになっている国の財務上の信用にも、大きな影響がおよぶ。国債のランクづけの暴落などである。

さらに、電気事業者のバックエンド事業への深入りや、それにともなって発生する種々の事故・事件が、日本経済のカタストロフィーへのドミノ倒しの出発点となるおそれもある。つまり上記のような事態に重ねて、さらに不幸にも相乗効果をもたらすような他の事故・事件が重なり合ったとき、日本経済のカタストロフィーが起る可能性がある。

その悪影響は東アジアやアメリカを中心として全世界に波及する。そのとき原子力委員会や経済産業省は、かつていわれたのとは異なる意味で、ノートルアス J A E C、ノートルアス M E T I、の称号を頂戴することになるかも知れない。

バックエンド事業の破綻だけによって、そうしたシナリオが現実化するとまでは思えないが、種々のカタストロフィーの要因を考慮したイベントツリーについて、机上演習をやってみるべきである。

遺憾ながら、そうした「危機リスク」の分析をすべきだと私が再三にわたり主張してきたにもかかわらず、策定会議では（プール満杯による全ての原子力発電の停止という、非現実的なシナリオ以外は）何も議論されなかった。

過剰な「政府保証」が、角をためて牛を殺す危険性を有することに、思い至るべきであろう。

第3節 商業原子力発電政策

3 - 1 . 方法論上の誤り

まず本項で方法論上の誤りについて述べ、次項以降で内容上の難点について述べる。

方法論としては、すべての有力な政策オプション（脱原発オプションを含め、筆者は3つを挙げた）について、「核燃料サイクルバックエンド問題」と同様の評価枠組に基づいて総合評価を行い、その結果に基づいて特定の政策オプション（核燃料サイクルとは異なり、架空シナリオではない）を選ぶことが必要であった。

しかしこれは拒絶され、代わりに以下のような方法論が採用された。つまりエネルギー安全保障と地球温暖化防止にとって原子力発電はメリットがあるという理由をあげて、そこから一足飛びに、以下のような要点の結論が出された。

第1点：原子力発電を日本の発電電力量全体の30～40%程度という現在の水準程度

か、それ以上の水準に、21世紀全体をとおして、維持することが適当である。

第2点：そのために政府と電気事業者は、この数値目標の達成を確実にするための取組を進めるべきである。たとえば既設原発の廃止に際しては、代替原発（大型軽水炉を中心とし、状況によっては中型軽水炉も選択肢とする）を建設すること、つまり原発を原発でリプレイスすることを基本とする。（単なる廃止や、他の発電施設による代替はない）。

第3点：なお政府は、原子力発電支援のために、現在国会で審議中のものや、詳細な制度設計についてなお検討中のものもふくめ、『従来政策』をすべて丸ごと堅持する必要がある。

第4点：高速増殖炉については2015年ころから実用化に取り組み、商業的導入条件が整うことを前提に、2050年頃からの導入を目指す。

これら4つの結論は、いずれも内容上不適切である。以下各々についてコメントを記す

3 - 2 . 原子力発電のシェア維持を目標とすること（第1点）の誤り

上記のように、発電電力量の30～40%のシェアを今後一世紀にわたって維持するという数値目標が定められている。しかし上記のような「強い」方針を、なぜ採用するかについての合理的根拠は、示されていない。

原子力発電シェアの超長期的維持の必要性については、石油・天然ガスの需給逼迫が将来生ずる可能性があるという点と、二酸化炭素排出という点において原子力発電が優れているという点の、2点に関連するデータを、パッチワーク的に拾い集め、それを根拠として上記の結論を導いているだけである。

そもそも社会的・技術的・資源的状况の変化によって、最適なエネルギー供給構造は常に変化するものであり、固定的な30～40%という数字は不可解である。

3 - 3 . 民間事業者の束縛（第2点）の誤り

数値目標の設定そのものが、政府の正統な権限を逸脱していることについて、適切な認識がない。政府が、特定の種類のエネルギーのシェアについて、数値目標を立てて政策的誘導を行うことは、自動的に他の種類のエネルギーのシェアを制限することを目指すことを意味しており、市場への過剰介入である。

政府の役割は公共利益の実現にとって適切なルールを定めることであり、各種エネルギーのシェアを決めるのは、そのルールに従いつつ技術的・社会的状況変化に敏感に反応して行動する生産者・消費者の選択である。

民間事業者が原発の原発によるリプレイスを義務づけられ、代替原発のスペックまで指定されるとするのは、まるで社会主義計画経済である。

3 - 4 . あらゆる政策的支援措置の正当化（第3点）の誤り

政府の原子力研究開発利用支援政策について、社会的公正および費用対効果の観点からひとつひとつ分析的に評価し、それにもとづいて廃止をふくめた改革案を示すというプロフェッショナルな政策論において採用すべきアプローチが、はじめから放棄されている。

政策評価とそれにもとづく政策の不断の見直しこそ、原子力委員会の基本的使命でありそれが放棄されていることは、原子力委員会の基本的使命そのものが、ないがしろにされ

ていることを意味する。

3 - 5 . 高速増殖炉サイクル技術（第4点）の誤り

政策大綱案においては、2015年頃から実用化計画を再発足させるというニュアンスの濃厚な記述が含まれている。また「2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す」という記述まで含まれている。

高速増殖炉の導入時期については、「軽水炉の寿命を60年とし、既存の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、次のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期として、『2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す』という時期設定を行った。しかしこのフィージビリティは何ら議論されていない。そもそも実用化計画自体が存在しないのだから、目標時期設定などできるはずがない。

にもかかわらずこのような目標が掲げられたのは、日本で「最初のリプレイス集中期」（2030年から2050年代前半）の後半に間に合わなければ、「その次の（第2の）リプレイス集中期」まで待たねばならず、時期設定はさらに40～50年遅れる（2100年前後となる）こととなるからである。そうしたみっともない目標年次を出したくなかったのだろう。それならば目標年次を出さなければよかったのだが、それすら示せなければ予算請求上不利との認識があったためだろう。

ところで政策大綱案には、「もんじゅ」は高速中性子環境を提供できることを踏まえ、燃料製造及び再処理技術開発活動と連携して、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発等の場として活用・利用することを期待する、具体的な活動計画については、その段階までの運転実績や「実用化戦略調査研究」の成果を評価しつつ進めることとする、という主旨の記述があるが、これは段階を区切った方針決定、の理念に反する。「先の先」まで決定することになるからである。

3 - 6 . 電気事業者はなぜ「国家統制」に従うのか

ところで電気事業者が、国家統制色のきわめて濃厚な「論点の整理（上述）」について異論を唱えないことは、私にとって理解困難である。そこで理由を忖度してみた。

現在程度の原子力発電シェアを超長期にわたって維持することは、きわめて手厚い政府支援なしには無理である。原子力発電は現在の政策のもとでは、じり貧にある可能性がきわめて高い。

しかし国策として30～40%のシェア堅持という目標が定められれば、電気事業者はそれに協力することを条件として、何か起こった場合には、あらゆる政府支援を要請することができる。いわば電気事業者が原子力発電を続けていくための政府保証が、この「論点の整理」によって、約束されたのである。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証（新自由主義改革の手加減を含む）を獲得することを目指しており、政策大綱案にはそうした意思が貫かれている。

商業原子力発電政策に関する私の代案は、すでに前節で述べたので繰り返さない。公共利益実現にとって必要なルールを政府が設定し、その枠組の中で電気事業者が自己決定・自己責任の原則で行動することである。

また高速増殖炉については、実用化の見通しが立たないのであるから、「4 - 1 - 2 . 革新的な技術概念に基づく技術システムの実現可能性を探索する研究開発」(43ページ)として小規模の予算をあてがうのが適切である。

第4節 核燃料サイクルバックエンド政策

4 - 1 . 「総合評価方式」

まず第1～2項で方法論上の誤りについて述べ、第3項以降で内容上の難点について述べる。

複数の選択肢を立てての「総合評価方式」を採用した。その事自体は評価できる。ちなみに筆者は1995年からこの方式を採用せよと主張し、はじめて原子力委員会専門委員となった1997年にも、それを中心的な主張として掲げた。

しかし後述のように、方法論が不適切であり、政策ではなく仮想事業シナリオが、総合評価される形となった。それは実質的に、再処理方式と直接処分方式との間の、「2つの方式の一般論的な比較評価」となった。それでも、何であれ総合評価が行われたこと自体は、悪いことではない。

直接処分の実施を含む選択肢も、仮想事業シナリオという形で、考慮された。その点では従来と比べて改善された。従来は再処理以外の選択肢は、想定さえされなかった。

上記の一環として、コスト等検討小委員会が、再処理と直接処分のコスト比較評価を行った。これも本邦初演であった。(従来は外国の研究報告に日本のデータを当てはめた評価があった程度である。以上のような改善点はみとめられる。

4 - 2 . 論理的に二重の大飛躍

しかし方法論がまちがっていた。「政策総合評価にもとづく、ベストの政策選択」というごくあたりまえの方式が採用されなかった。政策総合評価の代わりに、それと似て非なるものとして、仮想事業シナリオを複数立てての総合評価を実施し、そこから論理的な大飛躍をして、「現行の強い政府介入政策を堅持するとともに、さらに強力な追加の政府保証を与える」という趣旨の政策勧告を導き出す、という論理的アクロバットを演じた。

4 - 3 . きわめて恣意性の高い評価

内容的には、仮想事業シナリオ総合評価において、個々の評価基準(核不拡散、安全性安定供給、経済、環境、等)に照らしての判断が著しく歪んでいた。全体的特徴としてはできるだけ再処理方式を有利に見せようとして、恣意的評価を重ねた。全体としては、再処理が不利なケースについては、現実を軽視しつつ空想を重視し、有利なケースについては逆の姿勢をとるという傾向が顕著だった。以下、簡潔に、個別項目に関する評価の問題点を列挙してみた。

4 - 4 . 個々の評価基準に照らした恣意的評価

第1に、核不拡散については、ルールが厳格に守られるとの前提を立て、再処理シナリオと直接処分シナリオを同等とした。しかし核物質のイントリンシックな性質に由来する危険性は、管理方式によって解消できるものではない。

第2に、安全性についても、同上の考え方を取り、2つのシナリオが同等との判断を示した。しかしALARAの精神からは、このアプローチは適当ではない。

第3に、安定供給については、ウラン資源節約効果のみを考慮したが、これはほとんど意味のある論点とは言えない。「原子力長期計画国際評価パネル」（筆者が委員長をつとめ、環境エネルギー政策研究所が事務局をつとめ、高木仁三郎市民科学基金の助成を受けている）に参加している外国人エキスパートも皆、この論点が意味をなすとは考えていない。

だが強いて言えば、安定供給については、再処理路線の方が難が大きいと思われる。なぜなら再処理が重い負担となることによって発生する電気事業者の経営リスクと、それによる電力供給の不安定化のリスクが、大きいからである。また再処理事業の技術的信頼性の低さが、原子力発電全体の足を引っ張るという悪影響も無視できない。さらにプルトニウム燃料利用の前提が崩れたときの核燃料の供給不安定化リスク（それを避けるには余分の出費をして、ウラン燃料を余分にスタンバイしておく必要がある）も無視できない。それらすべてを無視した結果、新計画策定会議は再処理シナリオが優れるとした。

第4に、経済については、直接処分シナリオを有利とした。2060年までの60年間で計算。全量再処理シナリオは1.6円/kWh、全量直接処分シナリオは0.9~1.1円/kWh、両者の比は、1.5~1.8倍。しかし「政策転換コスト」（貯蔵プール満杯による原発停止をもたらす）を力説することにより、優位性を割り引いた。この論点も「原子力長期計画国際評価パネル」のエキスパートたちには、甚だ理解しがたいようである。たとえばドイツでは、今後発生する使用済核燃料は全てオンサイト貯蔵されることとなったが、それに関する合意確立に際して目立った障害はなかった。

第5に、環境については、高レベル処分場のコンパクト化の効果と、循環型社会の目標への適合性が高いことを論拠に、再処理シナリオを有利とした。再処理工場から放出される放射能（平常時、事故時）は取るに足らないとされた。中低レベル廃棄物が再処理によって非常に大量に発生することは考慮されなかった。使用済MOX燃料についても正統な扱いをしなかった。

第6に、柔軟性の観点からの評価も加味した。その記述はあまりにも荒唐無稽であったそこでは再処理方式が本質的に柔軟な選択を可能にするという前提がとられ、それを少しでも弱めると硬直的になるという認識がとられた。

以上をふまえ、総合的に再処理シナリオが、直接処分シナリオよりも優れるという結論を出した。

4 - 5 . 政策総合評価を素通りしての、現行政策のリコンファーム

「再処理の方が、直接処分よりも、良く見える。」という上記の一般的結論から一足飛びに、「現行の強い政府介入政策を堅持する」という趣旨の政策勧告を導き出した。

その致命的欠陥は、政策評価が素通りされたことであり、それによりベストと思われる政策（「将来的にどの路線をとるにせよ、英仏プルトニウムの消費が進むまでは、再処理

事業を凍結する」)が、あらかじめ選択肢から外されたことである。(「再処理モラトリアム案」は、事業シナリオにおいて、非常に戯画的な形で設定された)。

4 - 6 . 再処理等積立金法 (追加の政府保証)

この法律は、原子力発電事業者 (実用発電用原子炉設置者) から、再処理等積立金を徴収するもので、従来の使用済核燃料再処理引当金制度 (1983年度~) の抜本的拡充にあたる。(実質的には事業者が、消費者に費用を転嫁することとなる)。その特徴は4つある。

第1に、外部積立方式をとる (資金管理法を設置)。

第2に、積立金の額は、経済産業省令で定める。(因みに電源開発促進税法、原子力損害賠償法などは法律で規定。しかし特定放射性廃棄物最終処分法は、省令に白紙委任。これに準拠)。

第3に、積立金の取り戻しのルールが省令に白紙委任されている。また再処理をやらない場合、事業者は積立金を取り戻せる。

第4に、既発生分の使用済核燃料の再処理等の費用を資金管理法人は徴収できる。そのルールは経済産業省令が定める。

4 - 7 . 再処理等積立金法の難点

再処理積立金法案の問題点は、以下の通りである。

第1に、外部積立の方が内部留保よりはベターだが、しょせんは消費者が無用の負担を強いられる。直接処分と比べて再処理は大幅に高く、しかも不確実性の幅も広い。

第2に、省令に白紙委任は問題である。当初の納付率は、電気事業分科会報告に準拠した金額になるかもしれないが、法律改正の障壁がないので、自由に値上げできる。

第3に、再処理事業が破綻しても積立金は消費者に返還されない。「取り逃げ、取られ損」の可能性が高い。その後、使用済核燃料は国有化されるおそれが濃厚である。その結果「核廃棄物」は全部、税金で処理しなければならなくなる。(国有化に際し、積立金の国庫移管の国民世論が高まるのは当然であろう)。

政府・事業者があくまで全量再処理に固執し、その結果として膨大 (数十兆円をこえる) な追加費用が発生するという可能性は低い。32000トン を100%の稼働率で再処理した場合のコスト (18.8兆円) は架空だという指摘は正しいが、青天井の追加コストが積立金として徴収される可能性は現実的ではない。蓄えた積立金は「破綻処理」に使われる。

第4に、過去の原発関連コストを、将来の発電電力量から (15年分割で) 徴収する不公正な仕組みである。(将来の消費者が身に覚えのない金を支払う。火力発電から原子力発電への資金移転がなされる)。

4 - 8 . 無責任行政

以上の勧告の、内容上の難点は、再処理事業が高コストかつ経営的にハイリスクであるにもかかわらず、その推進を電気事業者に要請し、のみならず電気事業者が実質的に再処理以外の選択肢を選べない現在の状況を、改めようとしていないことである。国民は高い

コストを負担せねばならず、また経営リスクが顕在化した場合も、その損失は国民に転嫁されるようになっている。再処理等積立金法はそれを担保するものである。さらに再処理等積立金では対応できないような事態が発生した場合でも、その損失は結局は国民が負わねばならない点にも留意が必要である。まさに無責任行政である。

4 - 9 . 現行政策に代わる代替案（吉岡案）の骨子

筆者の代案は、過去の意見書に記載したとおりであるが、改めて要点のみを記す。

（１）使用済核燃料発生事業者が、再処理と直接処分のいずれをも自主的に選択できるよう、政府が可及的速やかに、必要な法令整備を進める。立地審査における行政指導などによって、法律上は実施義務はない再処理を、電気事業者に事実上義務づけてきた仕組みを廃止する。直接処分を研究開発の重点課題に指定して、十分な予算措置を施す。

（２）六ヶ所再処理工場の運転について政府は、プルトニウム需給バランス維持の観点から、英仏からの返還プルトニウム在庫の費消（プルサーマルの進展等による）が近づくまで、日本原燃に実施凍結を勧告する。凍結解除後は、日本原燃の自己決定・自己責任に委ねる。使用済核燃料は当面、全量中間貯蔵する。

（３）あらゆる「政府保証」を廃止する。再処理等積立金については、次のような法改正の勧告を行う。過去分については導入しない。将来分については、積立金は単位数量ごとの固定価格で清算する。事業者が再処理をやめる場合は、実施済の分（前記の方法で清算）を除く全額を国民に返還する。徴収率は省令ではなく法律で定める。ため込んだ使用済核燃料については、直接処分のための制度整備をし、そこで処理する。

4 - 10 . なお上記の勧告は、「事業シナリオ」の総合比較評価を実施せずとも、おのずと導かれるという点に、留意する必要がある。

その際の判断の決め手となるのは、自由主義の原則と、需給バランス上の要請（それは２つの観点に由来する。ひとつは核不拡散・核物質防護の観点であり、もうひとつは健全な製造業の観点である）。

そのことは「政策オプション」の総合比較評価の方がはるかに簡単で、結論も明快なのだということを裏付けている。

第 5 節 核軍縮・核不拡散関連政策

5 - 1 . 核軍縮・核不拡散の観点の重要性

原子力委員会の主たる守備範囲は、原子力の民事利用政策であり、軍事利用政策は権限外である。しかし軍事利用と民事利用との間の密接なリンケージを考えれば、原子力委員会も、民事利用政策を立てるときに、核軍縮・核不拡散に関連する事柄を充分考慮しなければならない。核軍縮・核不拡散に関する国際秩序の不安定化が 1990 年代後半から進んだ結果として、国際管理体制が崩壊の危機に瀕している現状を考えれば、なおさらのことである。

5 - 2 . 21世紀の世界秩序と核軍縮・核不拡散

21世紀は、国際政治力の多元化の時代となるであろう。20世紀の後半（1940年代後半から90年代初頭）は、国際秩序安定期であった。冷戦体制は、それなりに多元的であり、決して東西二元論で片づくような単純なものではなかったが、国際秩序は比較的安定していた。それが次第に不安定化しつつある。

アメリカは世界をコントロールする実力をもたない。アメリカが国際協調主義をとっていけば、他の諸国の力も借りて、もっと安定した世界秩序を築くことができたはずであるが、「単独行動主義」ゆえに、その支配力は限定されている。

また将来的には遠からず、同等ないしそれ以上の国力（軍事力を含む）を備えた国々が台頭し、国際政治力の多元化が進むであろう。そうした状況下で、核技術をめぐる国際秩序の安定を維持するのは、容易ならざる課題である。

このことをよく念頭において、国際核秩序の将来について考える必要がある。つまり国際秩序の変化にともない、核軍拡・核拡散はきわめて起こり易い、という一般的認識を持っておく必要がある。

5 - 3 . 核軍縮・核不拡散に関する消極姿勢が際立つ

ところが政策大綱案は、核軍縮・核不拡散に関して、効果的なブレーキをかけるための方策を何も提案しておらず、むしろ効果的な方策の導入へ向けての国際社会の努力を冷笑する姿勢すら見せている。それはとくに以下の4点にあらわれている。（これらは「あるべき記述の不在」という形で表現されている）。

（1）核兵器保有国、とりわけアメリカの核軍縮への消極姿勢に対して、きわめて寛大な姿勢をとっている。日本が各兵器保有国に対してシンボリックな実力行使を行うことはそれなりに可能であるが、それをやる気はまったくない。

（2）日本自身が核拡散の担い手とならないために、可能な防護手段をすべて講じることに、否定的な姿勢をとっていることである。たとえば非核三原則の立法化をはかり、北東アジア非核化条約の締結交渉のイニシアチブをとる、といった行動を起こすことに否定的である。

（3）核物質・核施設・核技術の国際管理について、後ろ向きであり、日本の機微核技術に関する既得権堅持の障害となるような国際的ルール（エルバラダイ構想など）の導入に強く抵抗している。

（4）日本のプルトニウム需給バランスの確保について、従来はそれが事業実施の大前提であるとの立場をとってきたが、いつの間にか曖昧化されている。ブッシュ政権が続いている間に、「余剰プルトニウムは幾ら溜め込んでも、管理さえしていれば何の問題もない」という新たなルールを、実質的に作ろうとしているのだと推察される。「政策大綱（案）」本文から、「余剰プルトニウム」というキーワードが排除されているのは、そうした姿勢の反映と思われる。

以上4点について、政策大綱案に言及しつつ、私の見解を述べる。

5 - 4 . 核兵器保有国への実力行使（第1点）

かつてニュージーランドがアメリカに対して行ったような、米海軍艦に対して核兵器搭載のチェックを行う、という強い措置を導入する必要はない。核軍縮に取り組む日本政府の姿勢が本気だということを、国際社会に信じてもらうためには、たとえば次のような措置が効果的と思われる。

NPT等の国際条約に抵触するか否かによらず、核兵器を保有する協力相手国（アメリカ、フランス、中国、インド等）の核兵器研究開発利用と、直接的・間接的なリンケージをもち、それを助けるおそれのある協力（解釈次第ではきわめて包括的なリストを作ることができる）は、自粛するのが筋であろう。

核軍縮・核不拡散に関する国際秩序の不安定化を、これ以上増幅させないためには、核兵器保有国や機微核技術の開発利用を特権的に認められている一握りの国々（そのトップが日本である）は、既得権保持に固執すべきではない。核兵器保有国の核軍縮の努力が必ずしも十分ではなく、そのことが核不拡散体制の強化を阻害していることにかんがみ、一層の核軍縮努力を核兵器保有国に対して要請し、その要請を実効力あるものとするための必要な措置を講じていくことが重要となっている。

もちろんこれは日本の機微核技術に関する技術力向上にとって障害となることが少なくないと思われるが、核兵器保有国の核兵器産業や核兵器技術の発展を阻害する効果に比べれば、まるで取るに足らぬことであろう。日本は核兵器保有国（とくにアメリカ）に寄り添って、それと交換で機微核技術に関する特権を保持しているという国際社会からの批判は、さげやうがない。

なお、言うまでもないことだが、日本が機微核技術に関して特権を認められているのはNPT/IAEA体制への忠誠のゆえではなく、日米同盟のゆえである。他の国がいくらNPT/IAEA体制への忠誠を誓っても、日本と同等の特権を得られる見込みはない。

5 - 5 . 日本の核武装を封ずる防護手段をすべて講じること（第2点）

次に重要なことは、日本自身が核拡散の担い手とならないために、可能な防護手段をすべて講じることである。政策大綱案には、日本が「原子力利用を厳に平和の目的に限って推進し」といった現状についての記述が見られるが、それだけでは国際社会の信頼はえられない。予見し得る将来にわたり軍事目的の原子力利用を行わないこと、そのひとつの保証として非核三原則の立法化をはかり、北東アジア非核化条約を締結する、などの記述を追加することが必要ではないか。それでもなお不十分だとは思いますが、ないよりはずっとよい。

その理由は、日本が「潜在核兵器大国」（第25回会議での「核倶楽部準会員という表現は、ここでは使わないが、定義を変える必要はない）だからである。日本は、第25回の審議からも浮き彫りにされたように、核兵器を安全保障上不可欠の兵器として認める国であり、また同時に、あらゆる機微核技術を、核兵器国以外では唯一、特権的に保持することが認められている国でもある。このような国が、自国の機微核技術保有について、どのような価値を認識しているかについては、おのずと明らかである。

第1は、国際情勢変化（たとえばアメリカの「核の傘」が保証できなくなった場合など）に対する保険である。

第2は、アメリカに対する安全保障上のバーゲニングパワーである。それは日米関係の

スタビライザーとしての役割を果たすと同時に、緊張関係醸成の要因でもある。

第3は、周辺諸国とくに潜在敵国への政治的バーゲニングパワーである。ただしそれは緊張関係醸成の要因でもある。

日本の機微核技術の研究開発利用について、国際社会が警戒・懸念・不快感等を示すことが少なくないことは、上記に照らせば容易に理解できることである。それゆえに、わずかでも信頼を高めるための措置が必要と思われる。

そうしたトップクラスの重要性をもつ国際政治上の課題と比べれば、研究開発利用関係者の利害関心の実現の有無は、取るに足らない。

5 - 6 . 核物質・核施設・核技術の国際管理を進めること（第3点）

これについて前向きな取組を進めることを明記する必要がある。この「国際管理構想」は、少なくとも科学者の間では、広島・長崎の原爆投下よりも前から、真剣に議論されてきた話題であり、それが核技術を人類がコントロールするために不可欠であることは、はるか昔から認識されてきた。不幸にして現実の取組は遅々として進んでいないが、その現実にあぐらをかいてよいというものではない。

エルバラダイ構想 - - 機微性の高い核燃料サイクル諸施設（ウラン濃縮施設、再処理施設等）に関する新規事業を当面凍結し、その期間中に、このカテゴリーに含まれる施設の多国間管理の方策（MNA：Multinational Nuclear Approach）について、検討・協議を進める - - については、もっと前向きな姿勢が必要と思われる。政策大綱案が、核物質・核施設・核技術の国際管理構想の具体的運用方法はもとより、構想そのものについても、前向きな姿勢を示していないのは、問題である。（議論への積極的参画という記述が加わった程度である）。

その背景には、日本の機微核技術に関する既得権益に強く執着し、既得権堅持の障害となるような国際的ルールを導入には断固抵抗する、という姿勢があると思われる。

5 - 7 . プルトニウム需給バランスの確保（第4点）

上記とも関連するが、プルトニウム需給バランスの確保がきわめて重要である。長期プルトニウム需給見通しを策定し、需給バランスの観点から生産調整を行うべきである。日本が海外再処理分も含め、いたずらにプルトニウムの在庫を増やすことは、核兵器国が核軍縮努力をしないことと同様の効果を国際社会に与え、国際核不拡散体制の安定化を阻害するおそれがあるためである。

長期プルトニウム需給計画には需要と供給だけではなく、輸送（英仏からの海上輸送を含む）と使用済核燃料貯蔵についての計画も含めるべきである。その全体像の提示が必要である。そこでは日本全体の計画はもとより、事業者ごとの計画も示すべきである。

このプルトニウム需給見通しの重要なポイントは、プルサーマル（需要の9割以上を占める）について、現実的な見通しを示すことである。

2010年度までに実施の可能性があるのは、九州電力と四国電力の2基に過ぎず、装荷量は1トン以下と見られる。そこからどのようにプルトニウムの需要を立ち上げていくのか、現実的な見通し（事業者別）が必要である。

もちろん、2000年長期計画にあげられていた、1997年の電気事業連合会の計画

- - 2010年度までに年間16基から18基体制とする - - は、全面撤回が不可欠である。

6. 補遺

第31回（7月28日）用の「原子力政策大綱（案）」のひとつの特徴は、従来政策に対する批判的意見に対して、一定の配慮がみられることである。

第1に、原子力のメリットとされる特性（潜在的特性を含む）が、確実なものではなく社会的・技術的状況変化に応じて「可変的」だという点を、認める記述が随所に入っている。筆者は、原子力発電が安定供給特性に優れ、その拡大が地球温暖化対策として優れているという見解には否定的であるが、そうした現状も今後の状況変化により「可変的」であることは認める。その点、支持的立場の者と批判的立場の者の双方が、原子力発電のメリット/デメリットが「可変的」だということを認めること自体は、議論が平行線をたどることと比べれば、悪いことではない。

第2に、上記とも関連するが、原子力発電の将来の発展は保障されたものではなく、競争相手に勝たなければ生存できないという点を、何カ所かで強調しているのも、悪いことではない（たとえば6ページ第2パラグラフ）。

第3に、以上2つの点を踏まえて、原子力研究開発利用に関する政策も、将来にわたって不動のものではなく、「可変的」であるということが、前回までと比べて強調されていることも、悪いことではない。第30回（7月15日）用の本文案と比べても、「政策の柔軟化」に関して若干の改善が認められる。

第4に、きちっとした政策評価の必要性を随所で指摘しているのも、結構なことである（たとえば、20ページ1-3-5、および末尾の第6章）。

しかしながら、「原子力政策大綱（案）」が基本政策に関して、「政治的に些かも動かせない諸命題」で全体を固めている点において、筆者はやはり少数意見を書かざるを得ない。

最後に、筆者が再三にわたって主張し続けてきたことではあるが、「原子力政策大綱（案）」の英文版の作成をお願いしたい。それによって文章の意味がより明瞭となることが期待される（英語にもひどい悪文はあるが）。また世界中からコメントを頂くことは、計画案の改善をはかっていく上できわめて効果的である。

[第 2 部] 「原子力政策大綱（案）」に対するコメント（少数意見に書かなかった点）

・ 4 ページ、13 ページ

「核燃料サイクル事業」については、フロントエンド部門とバックエンド部門を明瞭に区別し、バックエンド部門については、直接処分という選択肢もあることを明記すべきである。それが通常の「原子力用語辞典」の常識であり、故意にそれと異なる記述を行えば読者やマスメディアの記者が混乱するだけである。せなか「直接処分路線も政策として考慮に値する」ということを、長期計画としては今回初めて認めたのだから、もはや「核燃料サイクル事業」についての、わが国固有の用語法にこだわる必要は全くない。

・ 8 ページ、20 ページ

「人は誤り、機械は故障することを前提に」という指摘自体は適切であるが、妨害破壊行為も含めて記述する場面では、言葉をさらに補う必要がある。「人は誤り、機械は故障し、危険施設は狙われることを前提に」などはどうか。あるいは、妨害破壊行為の記述を別立てにする手もある。

・ 10 ページ、26 ページ

「若手、女性、外国人研究者・技術者等」に統一すべき。

・ 12 ページ

「ベストミックス」は唐突であり、意味不明だ。

・ 15 ページ

3～7行目の記述が、2つのことを論じているのに、ひとつの流れのような印象を与えている。廃炉・廃棄物の議論と、再処理の議論の間の「つなぎ」を工夫すべき。

・ 15 ページ、38 ページ、54 ページ

「量子ビームテクノロジー」のところで、なぜ「量子」という言葉を敢えて使うかについての、説得的な説明が必要。粒子は波なのだから、「粒子ビームテクノロジー」で過不足はないはず。情報量も変わらないはず。

・ 29 ページ 2 - 4 - 4

「国の施策により基本的には推進されるものであるが・・・」という記述は、この記述が出てくるコンテキストによほど注意しないと、「原発は国家なり」という印象を読者に強く与え、時代錯誤の記述であるとの批判を受けること必定である。「国際的かつ全国的視点に立っての政策による規制・誘導等が必要であり、地方自治体の固有の施策の守備範囲をこえる部分が大いだが、・・・」などとしてはどうか。

・ 32 ページ (3)

政府と電気事業者は主体としては別である。その観点からこの部分は錯綜した文章となっている。主語を明瞭にする必要がある。

・ 47 ページ

「六ヶ所再処理工場に続く再処理工場に向けての技術開発のあり方については」といった表現が、今回入ってきたが、これはあたかも第二再処理工場を作ることを前提として、検討を行うというニュアンスの強いものであり、削除が適切である。そのような合意が策定会議でなされたという記憶はない。

[第 3 部] 資料、用語解説、参考、付録に対するコメント

・ 「資料」全体

全ての資料について、出典の明記が必要である。策定会議資料ならば、第何回の資料第何号かという記載が必要である。

・ 4 ページ 1 . 6

「保全計画」を「定期的に確認する」とは、変な日本語だ。「保全計画の達成状況」等ではないか。

・ 5 ページ 2 . 2

原研の動力試験炉の記載が要るのではないか。商業炉以外を含め、あらゆる発電炉を記載しているようなので。

・ 7 ページ (2)

「参考」は非常識。「新エネルギー」のカテゴリー単独で、出力定常化をはかるのは、愚かなことだ。全体で準定常化をはかれば十分だ。

・ 7 ページ (3)

コスト併記のない「ウラン資源量」のデータを書く学生は、「不可」の評点を付けるしかない。これはイロハに属すること。

・ 8 ページ (1)

「濃縮」ウランの量であることを明記しなさい。

・ 10 ページ

もんじゅは「年間数百キログラム」とあるが、正常稼働の前提のもとでの精密表示が可能なはず。その際、核分裂性プルトニウムの量を記載しなさい。

・ 12 ページ (プルトニウム透明性)

「国際的な必要条件」ではなく「国際法上の必要条件」だろう。

前年度末のプルトニウム保管量は、既知の数字であり、「目途」はおかしい。不精確の余地があるならば、誤差で示せばよい。

利用場所、量、期間については、「目途」や「目安」ではなく「予定」だろう。

「利用目的の妥当性を確認する。」とあるが、妥当と認められなかった場合の措置も記す必要がある。

・ 13 ページ 4 - 1 .

山地委員が審議で発言したように、この金額が付加価値ではないことの但し書きは必要(ドライバーの市場規模や、鉄の市場規模などと同様)。

・ 15 ページ 5 - 1 .

この絵はとても変だ。ウラン濃縮施設からの放射能がすべてウラン廃棄物であり、再処理工場からの廃棄物がすべてTRU廃棄物であるかのような絵になっている。この奇怪さは素人にも一見してわかる。委託先の質の向上が望まれる。

・ 18 ページ (3)

「潜在的な有害度」などという曖昧な表現は、誤解を招く。注は、さらにディスインフォメーションを増幅させる。「全量曝露の場合の影響」などとしたほうがよい。それが「曝露リスク」とは本質的に異なるものだというのを、注に書けばよい。

・ 19 ページ (4)

処分開始予定時期ではなく、目標時期だろう。

・ 20 ページ 5 . 7

胸のX線集団検診は、削除が妥当。効果の根拠がないということでやめるのだろう。

・ 21 ページ 高温ガス炉

悪しき宣伝パンフレットのような。長所・短所・課題を、バランスよく書くべき。

・ 「用語解説」全体

全体として稚拙な表現が多い。広報用に平たく表現しようとした結果、不正確となっている箇所が多い。

また、より重要な点は、学術用語、日本固有の法律用語、日本固有の行政用語、日本固有の業界ジャーゴン、の四者が、混在していることである。それぞれ「\$」「¥」「¥¥」「¥¥¥」などと注記してはどうか。

「核燃料サイクル」については、項目を立てて定義を示すべき。その際、「\$」「¥」「¥¥」「¥¥¥」の4種類について、それぞれ説明があってもよい。

- ・ウラン廃棄物（２ページ）
これでは全量そうになってしまう。
- ・ウラン濃縮（２ページ）
高濃縮も併記すべき。
- ・核兵器不拡散条約（４ページ）
目的の記述が不完全。また「提供しない」ことは、目的ではなく手段だろう。
- ・加速器（４ページ）
放射線という時代があった用語に固執せずともよい。
- ・ガラス固化（４ページ）
この表現は、廃液が人工バリアになると解釈される表現である。しかしガラスがそうなのだろう。
- ・管理処分（５ページ）
「有意」は「一定」に。４～５行目は日本語ではない。「最終的には管理を必要としない段階まで管理する処分を管理処分という」でよい。
- ・京都議定書（５ページ）
「大気中の」は削除。５年間の「平均」排出量である。２月１６日の発効が決定したのではなく「２月１６日に発効した」である。
- ・原子力基本法（６ページ）
「平和」原則が抜けている。いわゆる「３原則」の前にあるはず。
- ・原子力損害賠償制度（６ページ）
これは原子力の事故リスクがきわめて高かった時代の遺物であり、生きた化石である。直ちに廃止する必要がある。
- ・高温ガス炉（７ページ）
資料だけでなく用語でもしつこく、下品な広告文を書いている。削除が妥当。（そもそも両方に書くのは重複）。
- ・高速増殖炉（８ページ）
中学生の作文のよう。「高速で動く中性子」をはじめ、稚拙な表現が多い。全面的な書き直しが必要。

・チェルノブイリ原子力発電所事故（ 9 ページ）

チェルノブイルはチェルノブイリに直す（本文もそうになっている）。また「旧ソ連と隣接」のような十把一絡げの乱暴な表現ではなく、「ウクライナ、ベラルーシ、ロシア、欧州諸国」とすべきであろう。

・日本原子力研究開発機構（ 1 1 ページ）

「核燃料サイクルを確立する」とは、どういう意味か。「\$」「¥」「¥¥」「¥¥¥」の 4 種類のどれなのか。

・プルサーマル（ 1 1 ページ）

この言葉（¥¥）の作者名を書く必要がある。また「（軽水炉）」とはどういう意味か「熱中性子炉」が妥当。

・ F M C T （ 1 1 ページ）

核爆発装置用に限定しているわけではない。

・ C T B T （ 1 2 ページ）

署名していない国も少なくない。「批准」は「署名・批准」とすべき。

以上。